

別記様式第1号(第四関係)

ふ か い し ち く か っ せ い か け い か く  
深石地区活性化計画

広 島 県  
広島県庄原市

平成20年1月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 深石地区活性化計画

都道府県名 広島県

市町村名 庄原市

地区名

深石

計画期間

平成20年度～平成22年度

## 目標：

基盤整備(区画整理)の実施により、より効率的な農業と安定した農業経営の基盤を整備するとともに、集落法人による経営とすることで雑農防止を図ることから、地区の集落戸数の減少率を抑制(△8.3%→0.0%)させる。

△8.3%(H20年～H22年の3年間で8.3%の減少率)

## 目標設定の考え方

### 地区の概要：

本地区は農業を主産業とする庄原市に属し、大根やリンゴを特産とする旧京野町の北部に位置する。標高は800m前後の一級河川和南原川に沿って咲けた農地と、その周辺の山林を含む深石集落を対象とした区域である。

本地区にあるほとんどの農地は、隣接する篠原集落の農地とともに、第一次農業構造改善事業篠原・深石地区として、昭和39年度から昭和44年度にかけて整備しており、本地区においては昭和40年度に整備を完了した。

本地区では12戸のうち10戸が農家であり、農業機械については、共同利用の機械を有するものの、個別経営により農業が営まれている。

### 現状と課題

現在まで当該区域においては雑農・農地の荒廃はないものの、農業従事者の高齢化は進んでおり、今後も進行することが明らかである。また、昭和40年度に生産基盤の整備が完了したものの、表土下層の礫層の存在は、水稲以外の土地利用型作物の振興を難しい状況にしている。

そこで高齢化の進行に伴う体力の低下と汎用性の乏しい農地条件に伴う営農意欲の減退により、今後、雑農と耕作放棄の発生が予想されることから、この状況に対処するため、集落法人を始めとする担い手が中心となった力強い農業構造を確立し、来るべき状況に準備しておくことが喫緊の課題となっている。

### 今後の展開方向等

法人化した集落営農集団により継続して営農を行っていくためには、より効率的な農業と安定した農業経営の基盤を整備する必要がある。

そこで、現在の農地を再整備することで大型機械による、より効率的な農業環境と汎用性の高い農地を整備するため、基盤整備(区画整理)に取り組みるとともに、全戸参加による担い手を中心とした法人経営により、力強い農業構造を確立と体力に応じた農作業参加とすることで、耕作放棄地の発生と雑農を防止し、集落の現況戸数を守ることで活性化に資するものとする。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
庄原市	深石	基礎整備(区画整理)	庄原市	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし
------

### 3 活性化計画の区域

深石地区(広島県庄原市)	区域面積	177.6ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積は177.6haであり、このうち農林地は156.3haで88%を占める。 また、農林漁業従事者は19人であり、全就業者数(28人)の68%を占める。 以上から、当該地域において農業が重要な役割を担っている。		
②法第3条第2号関係： 戸数の減少(H11度:14戸 → H15度:13戸 → H19度:12戸 最近4年間で戸数△1戸8%減少)。 高齢化率の上昇(H11度:30% → H15度:32% → H19度:35%)。 以上から、定住促進が当該地域の活性化にとって有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係： 当該区域の集落形態は散在集落であり、生活圏の中心都市である三次市までの所要時間は約1時間である。 また、当該地域には木材製材所が1戸あるのみで、商店はないことから、 既に市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

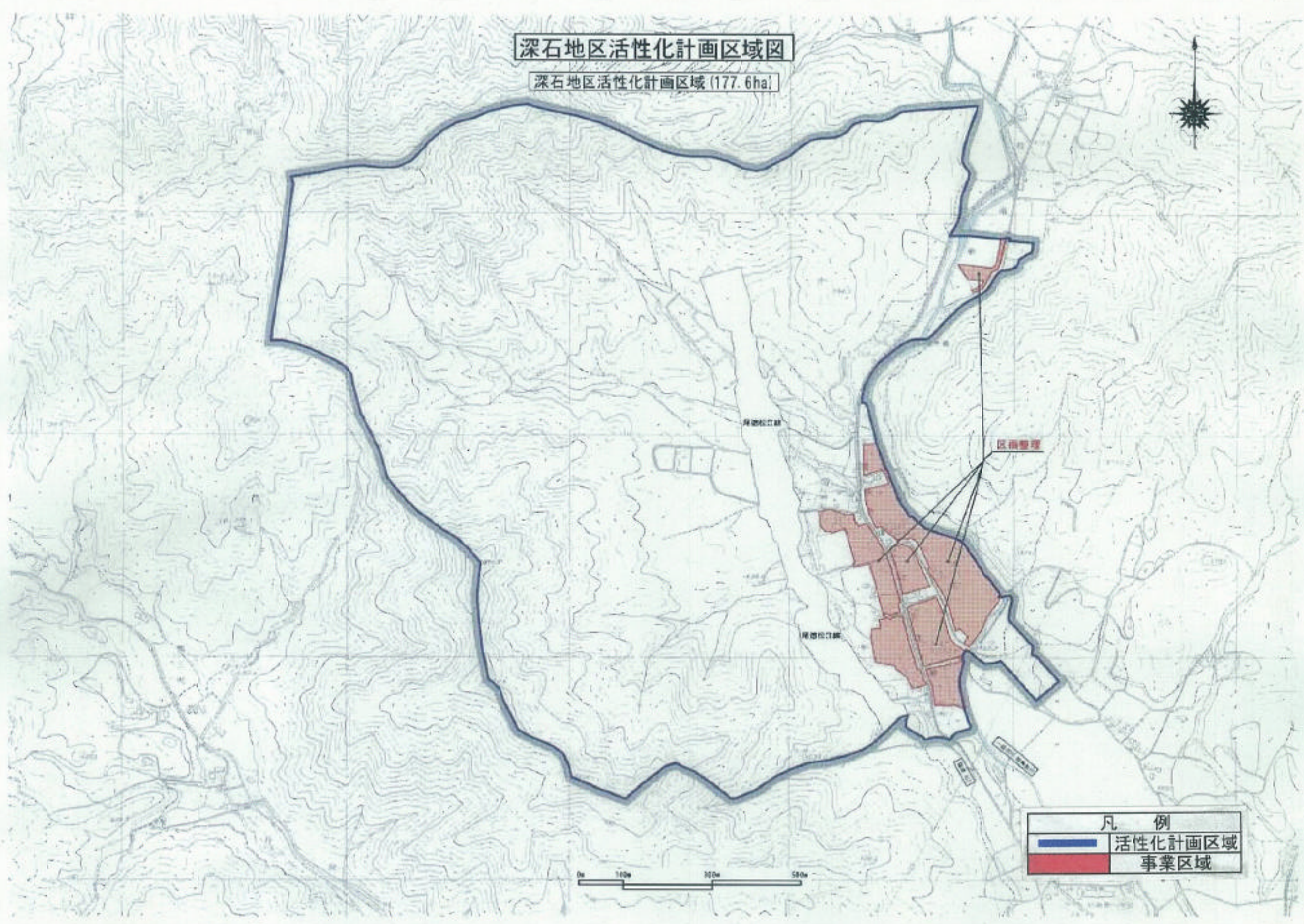
事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画区域内の戸数について、計画終了年度の翌年度である平成23年4月1日時点の住民基本台帳により、達成状況进行评估する。

# 深石地区活性化計画区域図

深石地区活性化計画区域 (177.6ha)



凡 例	
	活性化計画区域
	事業区域



## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ひろしまけん	平成20年度～平成22年度
(代表)広島県 ひろしまけんしやうぼんし	
広島県庄原市	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県 農林整備局 農村基盤室	082-513-3655	082-228-1301	nousonshian@pze.hiroshima.lg.jp
庄原市 高野支所 環境建設課	0824-88-2113	0824-86-2062	kensei_jiugyu-1ga@city.shobara.hiroshima.jp

# I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する担い手への農地利用集積	98.5%	$\frac{\text{〈計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積} \div \text{事業の受益面積〉(目標)} \times 100 - \frac{\text{〈事業実施地区における担い手への経営等農用地面積} \div \text{事業の受益面積〉(現状)} \times 100}{}$ $6.9\text{ha} \div 7.0\text{ha} \times 100 - 0\text{ha} \div 7.8\text{ha} \times 100 = 98.57$
<p><b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b></p> <p>本計画は、深石地区において区画整理7.0haを実施するものである。これにより、大型機械による、より効率的な農作業環境を整備し、かつ汎用性の高い農地を整備し、集落法人(平成21年3月設立予定)により継続して営農を行うことで、力強い農業構造を確立し、離農と耕作放棄地の発生を防止し、集落の定住戸数の維持を図り、活性化に資することを目的としている。</p> <p>そこで、事業活用活性化計画目標は、集落法人(平成21年3月設立予定)の安定した運営に欠くことのできない指標である農地利用集積を設定した。</p>		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
<p><b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b></p>		



### Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 前年度事業費の総額中事業費枠 2 森林計画再チャレンジ支援費等優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 前年度事業費の総額中事業費枠 2 森林計画再チャレンジ支援費等優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	





(参考様式2)

### 事前点検シート

計画名称	広島県、広島県山県市		
計画期間 実施期間	2022～2022年度 2022～2022年度	総事業費(交付金)	111,000千円(61,050千円)

#### 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、高山漁村の活性化のための定住及び移住促進の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	本事業の導入により、本地区の定住を促進し、活性化が図られるものである。
市町村連携計画、産業振興地域整備計画、地域改良事業計画、森林・水産基本計画、特定漁業漁場整備事業計画その他各種計画及び政策との連携、円滑、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	1月広島県関係関係調整計画(1106)の高山地区保全整備計画及び新市合併連携計画に本地区の定住は位置づけられており、各種連携計画・政策との連携等が図られていると判断する。
活性化計画及び交付対象事業の選定は関係自治体等をはじめとした関係住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	<input type="radio"/>	高山地区自治会及び関係住民の合意を得ている。
事業の推進体制は確立されているか	<input type="radio"/>	前述の高山地区自治会が推進にあたっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	目標は定住戸数の維持であり、事業活用活性化計画目標は法人経営を確かなものとするための支援としており、整合性が確保されていると判断する。
交付期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	計画期間、実施期間とも1年としており、支援交付金実施要領第3の4及び整備第3の1に照らして適切である。
交付金額は交付限度額(事業費×交付標準交付率)の範囲内か	<input type="radio"/>	事業費111,000千円のうち61,050千円(55%)、事務費2,000千円のうち1,185千円(59%)であり、限度額範囲内である。

#### 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施市又は既に完了した施設等を本交付金で切り替えて交付対象とするものではないか	<input type="radio"/>	本地区は、自力若しくは他の助成事業による実施中又は既に完了した施設等を切り替えて交付対象とするものではない。
戸数等若しくは人数又は古物を利用した施設等を行う場合は、高山漁村活性化プロジェクト交流交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	<input type="radio"/>	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に關する割合(附則第40号(入居割合率)表)に定める耐用年数が満たされるものであるか	<input type="radio"/>	最も短い耐用年数は舗装(アスファルト)の10年であり、5年以上のものである。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
買付対象企業の買付の手法は適切か(農山漁村産直化プロジェクト支援基金に於ける買付が効果分析の実績について(平成 9年5月 1日付 第19企第106号農林が主幹大臣官房長通知)による適切に行われているか)	○	本地区は前年度から農山漁村効果分析に着手していたため、「土地区域平等の買付対効果分析に関する基本指針」ではなく、従前の通知により適切に実行している。
上記の買付対効果分析による還元率が1.0以上となっているか	○	従前の通知により算出した結果、投資効率は1.12以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要件等に定める要件等を満たしているか	○	要件同様に、担い手への農地利用権限が買付され、事業実施主体は庄原市であることから実施要件等に定める要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用の恐れがないか	-	
施設等の利用目的の見直し等に適正か		
お取引先との取引となる施設によって当該事業の入り込み率や都市との交通状況(過去と今後の見込み)を確認しているか	-	
当該市町村の都市計画の現行状況と利用形態を踏まえているか	-	
利用対象者、利用期間など施設の利用形態を確認しているか	-	
施設の規模や設備など、区域に於ける他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用促進等について検討されているか	-	
事業費算定が適正か		
過大な経費としていないか	○	■業費については、土地区域平等事業算定基準により適正に算定している。
建設・整備コストの削減に努めているか	○	各土に於ける土について、区域内の道路工屋として利用する軒区としており、コスト削減に努めている。
当該施設は交付対象として適正か(必要であれば、交付金の高いものを交付対象としていないか)	-	
償金は交付対象として適正か(利用目的の高いものを交付対象としていないか)	-	
盛備不足場所、業者の立地性、農山漁村等の関係性等、施設の設置に物から追加して適正か	-	
当該土地が確保されている又は確保される見込みがいつているか	○	付*は地元の見直しを反映しており、農道拡張のため土地買収の件々については、地権者から同意を得ている。
事業実施主体の負担(担保、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画が策定されているか	○	台字は別途使途活し事業を行うものであり、適切な資金計画を行っている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理費用は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は確保済みか)	○	整備後の水産施設に於ける事業の運営に関する事項については、従来より受託者による事後管理で合意を得ている。
取替を行う場合は、取替は決定しているか、また、取替計画は経営改善を受けるなど適正なものとなっているか	-	
社の事業との合併併売の場合、事業費の扱分等が適正に行われているか	-	